

○このページの文書の掲載期間は、掲載した日から概ね2週間程度としています。

○地方税法による公示送達文書の掲載期間は、掲載した日から7日となります。

○氏名や住所などの個人情報や、偽造のおそれがありウェブサイト上での情報提供に適さない情報、データ化が困難な冊子、図面等については掲載物の一部を省略する場合があります。

○このページ上の文書について

- ・ 確認以外の目的で利用する行為
 - ・ 画像をコピーする、スクリーンショットを撮る、画像の文字列を転記するなどして、インターネットサイト、SNSその他これらに準ずるもの（閲覧者が限られるものであるか否かは問わない。）へ転載・拡散する行為
- を禁止します。これらの行為は損害賠償請求等の対象となる場合があります。

○公示送達とは

意思表示を到達させるべき相手方が不明な場合、又は、相手方の住居所が不明であるために、意思表示を到達させることができない場合に、意思表示が到達したものとみなす手続をいいます。

伊佐市においては、市役所掲示場及びこのページに文書を預かっている旨の内容を掲示します。所定の日数を経過すると、その文書は法律上「送達された」とみなされます。